

重 要 事 項 説 明 書

【令和6年12月1日現在】

1.事業の目的、運営方針

事 業 の 目 的	社会福祉法人泰清会（以下「法人」）が開設する訪問介護サンライズみはら（以下「事業所」）が行う指定障害福祉サービス事業（以下「事業」）は、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。
運 営 の 方 針	<p>事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>【指定居宅介護】</p> <p>事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>【指定重度訪問介護】</p> <p>事業所は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>事業所は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）の他、関係法令等を遵守し事業を実施します。</p>

2.法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

法 人 名	社会福祉法人泰清会
所 在 地	三原市港町1丁目3-22
代 表 者	理事長 後藤 和之
連 絡 先	0848-61-5788

(2) 事業所の概要

事 業 所 名	訪問介護サンライズみはら
所 在 地	三原市宮浦4丁目4-29
指 定 事 業 所 番 号	3410950368
連 絡 先	TEL 0848-60-0632 Fax 0848-29-9166
実 施 地 域	三原市全域（鷺浦町・大和町・本郷町・久井町を除く）

(3) 従業者の職種、員数及び職務内容

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 ※	1以上	事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導及び援助内容の指示、情報の伝達、居宅介護計画又は重度訪問介護計画書（以下「訪問介護計画書」）の作成等を行います。
訪 問 介 護 員 ※	2.5以上 2	訪問介護計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行います。

※1については、利用者（介護保険含む）の数が40人又はその端数を増すごとに1人増員とします。

※2については、サービス利用状況、利用者数及び業務量を考慮し適切な人員を確保することとします。

(4) サービス提供責任者等

サービス提供の責任者（管理者、サービス・コーディネーター等）は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

管 理 者	島谷 麻美
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	島谷 麻美、大坪 志保

(5) 営業日及び営業時間

平日・祝祭日	土・日曜日	12月30日～1月3日
8：30 ～ 17：30		休日

※実際のサービス提供時間は、訪問介護計画書に基づきます。土日のサービス提供についてはご相談ください。

3.サービスの内容

「訪問介護サービス」は、利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定める者を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。事業者は、下欄のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。サービス提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

【サービス内容区分】

居宅介護

【身体介護】①起床介助、②就寝介助、③排泄介助、④衣服の着脱、⑤整容介助、⑥身体の清拭・洗髪、⑦入浴介助、⑧食事介助、⑨体位変換、⑩服薬介助、⑪通院等介助、⑫その他（ ）

【家事援助】①調理、②洗濯、③住居の掃除・整理整頓、④買い物、⑤薬の受け取り、⑥衣服の入れ替え、⑦その他（ ）

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で上記介護を必要とする方に、上記に記載する身体介護、家事援助その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。

【主たる対象者】

事業の主たる対象者の障害の種類は、特定しないものとします。

4.利用料金（利用者負担金）

利用者の方にお支払いいただく利用料金は、別紙のとおりです。

金額は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの法定利用料の金額です。

サービス利用者負担額は上限が定められていますので受給者証を確認してください。

5.サービスの記録

・サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録票」等に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。

※サービス提供記録票について

従業員の訪問、退室の管理のため利用者宅の持出ができない場所に「ICタグ」を貼付させていただきます。

サービス提供終了後にスマートフォン（携帯端末）画面にて「サービス提供記録票」に提供したサービス内容等の必要事項を入力し、利用者に説明及び確認していただきます。

・事業所は、一定期間ごとに（又は1ヵ月ごとに）、「訪問介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問介護計画書（兼モニタリング・評価表）」等の記録を作成（完成）して、利用者に説明のうえ相談支援事業者等に提出します。

・事業所は、前記の「訪問介護計画書（兼モニタリング・評価表）」その他の記録を作成し完結の日から5年間は適正に保管します。また、利用者から求めがあった場合には、文書

又は電子メール等で記録書等を提供します。

※上記に関し、電磁的記録により行う場合は、法人が定める個人情報保護管理規定及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行うものとします。

6.緊急時等における対応方法

サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る相談支援事業者等に報告します。

対応方法については個別に説明いたします。

7.虐待防止に関する対応

(1) 利用者の人権の擁護・虐待防止等のための措置

①虐待を防止するための指針の整備及び担当者を設置します。

虐待防止対策担当者	島谷 麻美
-----------	-------

②虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。

③虐待防止推進委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 虐待発見時の対応

サービス提供中に、従業者又は利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

8.従業者の質の確保

サービスの質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。

9.身体的拘束等

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続により身体等の拘束を行う場合があります。身体的拘束等を行う場合は、利用者及び家族に説明をし、同意を得るものとします。

身体的拘束等の適正化を図るための措置

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

10.個人情報の保護

利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。

11.秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密保持を厳守します。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密をもらうことのないよう必要な措置を講じます。

但し、あらかじめ文書により同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

12.相談窓口・苦情対応

事業所への相談・苦情は以下の窓口で受け付けています。

(1) 相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相 談 苦 情 受 付 担 当 者	島谷 麻美
苦 情 解 決 責 任 者	藤本 恵美子
電 話 番 号	0848-60-0632

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

利用者より苦情を受け付けた場合には、苦情を受け付けた後、管理者は苦情内容を確認し、調査を行うとともに、従業者より事情を聴取、必要に応じ従業者等に対し管理、指導、改善を実施した後、利用者に対して改善した内容等を書面にて報告し同意を得ます。

また、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、改善報告を市町村に提出するとともにその改善内容について利用者に書面で報告し、同意を得るものとします。

(3) 苦情解決処理第三者委員の設置

①委員氏名	原 邦高
住 所	三原市沼田西町小原1488-1
電 話 番 号	0848-86-5600 【(株) 原アルミ建材】
②委員氏名	石井 克昭
住 所	三原市港町1丁目5-19
電 話 番 号	0848-62-4056 【ナンバ洋服店 (株)】

(4) その他の相談・苦情受付窓口

①三原市役所	三原市保健福祉部障害者福祉係
住 所	三原市港町3丁目5-1
電 話 番 号	0848-67-6060
受 付 時 間	8:30~17:15 (土日祝年末年始除く)
②広島県社会福祉協議会	広島県福祉サービス運営適正化委員会
住 所	広島市南区比治山本町12-2 (県社会福祉会館内)
電 話 番 号	082-254-3419
受 付 時 間	8:30~17:15 (土日祝年末年始除く)
③広島県	国民健康保険団体連合会
住 所	広島市中区東白島町19-49国保会館
電 話 番 号	082-554-0783
受 付 時 間	8:30~17:15 (土日祝年末年始除く)

13.事故発生時の対応

事故等により利用者の容体等に変化等があった場合は、医師等関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者、保険者等に速やかに連絡・報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。

(1) 事故の発生又は再発を防止するための措置

①事故発生防止のための指針の整備及び担当者を設置します。

安 全 対 策 担 当 者	島谷 麻美
---------------	-------

②事故発生時の報告及び原因分析を通じた改善策の検討し、従業者への対策の周知徹底する体制整備を行います。

③事故発生防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

④従業者に対し、事故発生防止等の研修を定期的に実施します。

(2) 損害賠償

サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

上記の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

14.ハラスメント対策

ハラスメントを防止し利用者及び家族等との信頼関係を築き、サービスを継続して円滑に利用していただくための必要な措置を講じます。

ハラスメント防止に対する必要な措置

①ハラスメント相談窓口担当者および防止対策委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

相 談 窓 口 担 当 者	島谷 麻美
---------------	-------

②従業者の研修を実施します。

③利用者から、身体的及び精神的な攻撃、相当な範囲を超えた過大な要求、個の侵害等の行為、言動等の事案にてサービス提供に支障をきたす場合、又はその恐れがあると認められた時は、本契約の終了を行えるものとします。

なお、利用者及び家族等からのご意見の排除する目的ではなく今後のサービス向上を目的としています。

ハラスメントの例：1.身体的な攻撃、2.精神的な攻撃、3.相当な範囲を超えた過大な要求、4.個の侵害等の行為、言動等

15.非常災害対策、衛生管理

非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置を講じます。

(1) 非常災害対策及び業務継続計画の策定、衛生管理について必要な措置

①消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行います。

②各防災マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新を適宜行い、地域と連携します。

(2) 感染症対策のための必要な措置

感染症発生時対応マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定及び更新、従業者の研修を実施し感染症の発生・蔓延防止に取り組みます。

(3) 衛生管理のための必要な措置

従業者の清潔保持及び健康状態の管理並びに設備及び備品等の衛生管理に努めます。

16.第三者評価の実施状況

実 施 の 有 無	無
-----------	---

17.その他

従業者は、サービスを提供中、常に身分を証明する証票を携帯し、利用者などから求められたときは、これを提示するものとします。

会議等について、テレビ電話装置等を使用して行う場合については、「6.サービスの記録」に記載する規程等を遵守します。

その他、運営に関する重要な事項は法人と事業所の管理者との協議により定めるものとします。

【 説明確認欄 】

年 月 日

上記のとおり説明しました。

事業者名	社会福祉法人泰清会
事業所名	訪問介護サンライズみはら
所在地	三原市宮浦4丁目4-29
代表者	理事長 後藤 和之
説明者	印

上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代筆者又は 住 所
代理人) _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____